

Vital Information from MARKPRO Global

こんにちは。（株）マークプログローバルです。

今回、米国の年次登録料の変更の公告がありました。従って、下記のようにお知らせ致しますので、貴社の業務のお役に立てれば幸いです。

1. 米国の年次登録料変更（値上げ）のご案内

2012年9月5日に、米国特許に対する年次登録料の変更が米国特許庁の連邦公報へ公告され、変更された年次登録料は2012年10月5日から適用されます。

年次登録料は、2011年6月から2012年6月までの消費者物価指数（CPI）の増加率を勘案し変更され、変更された年次登録料は次の通りです。

年次	変更前 (USD)	変更後 (USD)
3.5 TH	1,130	1,150
7.5 TH	2,850	2,900
11.5 TH	4,730	4,810

上記の内容は該当国家の特許庁のウェブサイト及び海外代理人からの案内文に基づいて作成したものであるため、（株）マークプログローバルはこれに関して法的な責任を取ることはできません。